平成２２年（フ）第２２１号
松江市山代町751番地２
債務者　宇津宮愼一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
松江市大庭町217番地４
債務者　坂根　義範
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５５号
徳島市中前川町３丁目15番地の２―102号
債務者　近藤　　守
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７６号
徳島県徳島市不動東町４丁目1533番地　不動東４住宅改良３棟17号
債務者　伊藤　博幸
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７８号
徳島県阿波市市場町大野島字新ノ池65番地１　新居アパート２号
債務者　清松　明美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９０号
徳島県徳島市八万町下福万157番地
債務者　名藏　賢治
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４９６号
徳島県板野郡藍住町奥野字長江口10番地８
債務者　竹瀬　悦子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０６号
徳島県吉野川市鴨島町鴨島32番地15、旧住所徳島県名西郡石井町石井字石井197番地３
債務者　増原千鶴子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０７号
徳島市八万町下福万１番地の13　市原ハイランドビル201号
債務者　藤岡　敏明
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５０８号
徳島市八万町下福万１番地の13　市原ハイランドビル201号
債務者　藤岡　幸栄
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１２号
徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂205番地69
債務者　岩田　佳美
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５１４号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八北開拓１番地159　福有団地231号
債務者　吉田　笑子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１６号
福岡県直方市大字下境3910番地461
債務者　大崎　達也
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第１３３号
福岡県直方市大字頓野2058番地５
債務者　木寺　一臣
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第３３５号
福島県須賀川市千日堂１番地
債務者　蕪木　和夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３３９号
福島県須賀川市芹沢町68番地14
債務者　星　　弘幸
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第３１２号
富山市二口町２丁目10番地１　プロムナード二口Ｂ棟101号
債務者　山瀬　理香
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月９日まで
富山地方裁判所民事部